

5月26日（日）は、

静岡県知事選挙 の投票日です。

告 示 日	令和6年5月9日（木）
選挙期日（投票日）	令和6年5月26日（日）
投 票 時 間	午前7時 ～ 午後8時

◆ 御前崎市で投票できる人

○ 令和6年2月8日以前から御前崎市に住所があり、選挙人名簿に登録されている18歳以上の人（平成18年5月27日以前に生まれた人）

【注意】 令和6年2月9日以後に御前崎市に転入届をした人は、今回の静岡県知事選挙の御前崎市の選挙人名簿には登録されませんので、御前崎市では投票できません。

○ 令和6年2月9日以後に御前崎市から静岡県内の他の市町に転出し、引き続き静岡県内に住所がある人。ただし、御前崎市から転出して4か月が過ぎると投票できません。

【注意】 投票するには、現在居住する市町若しくは最寄りの市町又は当市の市民課で発行する「引き続き静岡県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、投票所で「引き続き静岡県の区域内に住所を有することの確認」を受けることが必要です。ただし、転出先の選挙人名簿に登載された場合は、転出先で投票することとなります。

◆ 投票所入場券の発送予定日

投票所入場券は、世帯分を1枚にまとめた圧着ハガキの入場券を郵送します。

投票の際には、ハガキを開いてご自分の名前が記載された入場券を切り離してお持ちいただくと、投票をスムーズに行うことができます。

選挙の種類	投票所入場券の発送について
第21回静岡県知事選挙	5月13日（月）までに届く予定です。

※「投票所入場券」は選挙人の確認などの理由で発行しているもので、それがなければ投票できないというものではありません。また、万一「投票所入場券」を紛失したときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆ 選挙運動期間

5月9日（木）～5月25日（土）

◆ 公営ポスター掲示場

市内87カ所に市選挙管理委員会が設置します。

◆ 選挙公報

静岡県知事選挙では、選挙公報が発行されます。

選挙公報は、5月15日（水）朝刊の新聞折込みで皆様のお手元にお届けする予定です。

新聞を購読していない場合は、次の場所で受領できます。

【場所】御前崎市役所・御前崎支所 1 階、図書館、市内8地区センター、市民プールぶるる

◆ 不在者投票（次の人は、不在者投票をすることができます。）

○不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている人
不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている人は、その施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望される人は、お早めに施設長等にお申し出ください。

○仕事や用務等で市外に滞在中の方

滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

郵便により投票用紙の交付等を行いますので、お早めに「宣誓書兼投票用紙等交付請求書」により市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地等の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

【不在者投票期間 5月10日（金）～5月25日（土）】

◆ 期日前投票

投票日に、出張・旅行・入院・出産・歩行困難などの理由で投票所に出向けない場合には、投票日前に投票する期日前投票制度をご利用ください。

期 間	5月10日（金） ～ 5月25日（土） （期間中は土曜日・日曜日でも投票できます。）
時 間	8：30 ～ 20：00（土曜日・日曜日も同様）
場 所	御前崎市役所 1 階、御前崎支所 1 階 期日前投票所
持ち物	入場券（入場券がなくても投票できますが、受付手続に時間がかかります。）

※ 期日前投票をする人は、「投票所入場券」の裏面に印刷されている「宣誓書兼投票用紙等交付請求書」に必要事項をあらかじめ記入した上で持参していただくと、スムーズに投票することができます。

- ・ 当日投票所での混雑を避けるため、期日前投票を推奨します。

◆ 郵便投票制度

〈郵便投票をすることができる人〉

次の人は、選挙管理委員会の証明を受けると郵便による不在者投票ができます。希望される場合は、お早めに選挙管理委員会に申請してください。

- 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢、体幹又は移動機能の障害 …… 1 級又は 2 級
 - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害 …… 1 級又は 3 級
 - ・ 免疫又は肝臓の障害 …… 1 級から 3 級まで
- 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢若しくは体幹の障害 又は 移動機能の障害 …… 特別項症から第 2 項症まで
 - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害 …… 特別項症から第 3 項症まで
- 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護 5 と記載されている人で、自署することができる人

※ 「郵便投票証明書」には有効期限があります。有効期限が経過している場合は、改めて申請する必要がありますので、ご注意ください。

〈代理記載制度〉

郵便投票をすることができる人のうち、自ら投票用紙に記載することができない人で、次の①又は②に該当する人は代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。なお、郵便投票の代理記載人になるためには、事前に申請が必要です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

◎郵便投票制度を利用される場合は、お早めに手続をお願いします。

【郵便投票の投票用紙等請求期限】

選挙の種類	請求期限
第21回静岡県知事選挙	5月22日(水) 17:00

※ 郵便投票制度、代理記載制度の詳細は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

- 問合せ先 御前崎市選挙管理委員会(御前崎市池新田 5585 番地 市役所 2階総務課内)
TEL: 0537-85-1132 (平日 8:15 ~ 17:00 まで)